

たわらもと吹奏楽団

第20回 弥生の里コンサート

文化振興課 ☎ 34-7000

▶日時 開場：午後1時30分
6月8日(日) 開演：午後2時

入場無料
全席自由席

▶出演
たわらもと吹奏楽団
田原本中学校吹奏楽部、北中学校吹奏楽部

▶ゲストプレイヤー
ユン・ファソンさん（トランペット奏者）

▶曲目
第1部 シンフォニックステージ
第2部 田原本中学校
北中学校ステージ
第3部 ポップスステージ

▶問い合わせ
文化振興課 ☎ 34-7000
たわらもと吹奏楽団
(団長・藤本)
☎ 090-9615-0124



第13回 田原本町商工会青年部

どろんこバレーボール大会

田原本町商工会青年部事務局 ☎ 32-2552

日時 7月21日(月・祝) 午前8時～

場所 中央体育館南側すぐの田んぼ

参加資格 小学生以上の男女で遊び心があり健康に
自信がある人

参加費 1チーム = 1万5000円(保険代・参加賞を含む)

試合形式 1試合6人制
ソフトバレーボール使用

申込方法 5月17日(土)午前9時～31日
(土)午後5時の期間に、右記
QRコードから申込
(応募多数の場合は抽選)



出場チーム数、
拡大！
参加者のリポート
募集中！



田原本の水道水は国の基準内です

県広域水道企業団磯城事務所 ☎ 32-2967

○有機フッ素化合物 (PFAS) 検査について

検査を実施した結果、国が定めた基準を下回っていました。

- ・実施日：令和7年2月
- ・実施場所：西竹田・伊与戸 配水場管末給水栓
- ・検査対象：PFOS・PFOA
- ・検査結果：5ng/L未満（国の暫定目標値…50ng/L）

○水道企業団の広域化に伴うお知らせ

▶請求タイミングの変更

2ヵ月に1回、2ヵ月分の金額請求となります。

水道料金の口座振替日（旧料金）

| 検針日 | 口座振替日 |
|--------|-------|
| 3月前半検針 | 5月15日 |
| 3月後半検針 | 5月27日 |



県広域
水道企業団

北中学校が文部科学大臣表彰を受賞

教育総務課学校教育係 ☎ 34-2074

令和7年度子どもの読書活動優秀実践校に北中学校が選ばれました。これは、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校・園、団体（個人）に対して授与されるものです。

早朝読書やビブリオバトル、生徒を中心とした図書委員会活動、司書教諭による図書便りの発行、町立図書館と連携したブックトークなど、多岐にわたる長年の実践活動が認められ今回の受賞となりました。



ビブリオバトルの様子

ふれあい収集を拡充します！

4月1日からふれあい収集の要件を緩和します。

ふれあい収集とは？

町内にお住まいで、高齢・障がいなどの理由により、家庭から排出されるごみを自ら集積場に出すことが困難な人のために、収集員がご自宅にごみの収集に伺う制度です。

要件が緩和されました

- ①対象年齢の引き下げ
(70歳以上→65歳以上に)
- ②要介護認定の緩和
(要介護2以上→要介護1・要支援1以上に)



要件

粗大ごみを除く家庭ごみを自ら集積場に搬出できず、親族や近隣住民の協力を得ることが困難な人で、次の①～③のいずれかの条件をみたす人。

- ① 65歳以上であり、介護保険法の要介護1又は要支援1以上の認定を受け、介護保険のホームヘルプサービスを利用している人
- ② 障がい者などに対する障害福祉サービスの受給認定を受け、居宅介護を利用している人
- ③ 病気、けが等により①・②と同等な状態にあると町長が認める人

※対象者と同居している人がいる場合で、同居している人が上記の①～③までのいずれかの条件をみたす場合もふれあい収集の対象になります。

問い合わせ

- 環境管理課 ☎ 33-5003
- 長寿介護課（高齢者） ☎ 34-2103
- 健康福祉課（障がい者） ☎ 34-2090

健幸ポイント事業参加者募集！

長寿介護課介護認定・高齢者支援係 ☎ 34-2052

活動量計を持って歩いてポイントをためて楽しく介護予防！たまったポイントは地域商品券（最高2000円）と交換できます。ぜひご参加ください

期間 参加時～令和8年2月末

応募方法

- ▶ 窓口…長寿介護課窓口で申込
- ▶ 電話…☎ 34-2052 へ。



事業概要

たわらもと健幸ポイント事業応募用紙

2人以上応募する場合は応募用紙をコピーして使用ください。

| たわらもと健幸ポイント事業応募用紙 | | |
|-------------------|--|----------|
| フリガナ | | |
| 氏名 | | |
| 生年月日 | 昭和 年 月 日 | |
| 住所 | 〒636-田原本町 | 身長 cm |
| 電話番号 | - - | 男・女 |
| 選択コース | <input type="checkbox"/> 活動量計コース <input type="checkbox"/> アプリコース | |
| 手続き方法 | <input type="checkbox"/> 説明会参加 <input type="checkbox"/> 事前学習 | |



今年度から 介護予防事業になります！

- ①対象年齢が65歳以上に
- ②年会費が500円に
(国民健康保険加入者も年会費が必要)
- ③ポイントの地域商品券への交換額が、最高2000円に。

住宅の耐震化・ブロック塀などの撤去の支援

まちづくり建設課都市計画係 ☎ 34-2085

5月12日(月)から受付開始

耐震診断や耐震改修工事の支援をしています。
詳細は町ホームページをご確認ください。



住宅の耐震化



1 木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

支援内容 町が委託する耐震診断員を派遣して診断を実施します。

募集件数 20件 (抽選)

2 住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震費の3分の2の額 (1000円未満は切り捨て/上限8万6000円)

募集件数 2件 (抽選)

3 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震改修工事費の5分の4の額 (1000円未満は切り捨て/上限115万円)

対象工事 耐震改修工事で、耐震診断結果が1.0未満と診断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事、または0.7未満と診断された住宅を0.7以上とする耐震改修工事

募集件数 5件 (抽選)

4 ブロック塀などの撤去費補助

対象工事 対象となる道路に面する、安全性が確認できないブロック塀などの撤去工事

補助金の額 ブロック塀などの撤去に要する経費 (1mにつき1万円を上限) の2分の1の額 (1000円未満は切り捨て/上限10万円)

募集件数 4件 (抽選)

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添えてまちづくり建設課へ。申込多数の場合、昭和56年5月31日以前着工の住宅が優先。

抽選応募期間 5月12日(月)~27日(火) (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時15分)

※募集件数に達しない場合は、抽選日以降12月12日(金)まで随時受け付けます。

抽選日時 5月28日(水)午前10時

場所 町役場201会議室

※抽選の場合はご連絡します。

工事などの完了期日

申し込み後、次の完了期日までに工事を終え書類手続きを完了するものとします。

完了期日 令和8年2月13日(金)

耐震化支援対象となる住宅の条件

| 支援制度 | 住宅の種類 | 建築年 |
|------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 木造住宅の無料耐震診断 | 町内にある一戸建て木造住宅 (注1) (注2) | 平成12年5月31日以前の着工 |
| 2 住宅精密耐震診断費補助 | 町内にある住宅 (非木造住宅も対象) (注2) | 建築年問わず |
| 3 木造住宅の耐震改修工事費補助 | 町内にある木造住宅 (注1) (注2) (注3) | 平成12年5月31日以前の着工 |

注1 木造以外の構造が混在している住宅、平成12年6月1日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。

注2 店舗などの用途を兼ねる場合は、その部分が延べ床面積の2分の1未満のもの。

注3 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満の木造住宅に限ります。

清掃センターからのお知らせ

ゴールデンウィーク中のもえるごみの収集

| 普段のもえるごみの収集日 | ゴールデンウィークの収集日 |
|--------------|---------------|
| 月・木曜日の自治会 | 5月1日(木) |
| 火・金曜日の自治会 | 5月2日(金) |

午前8時30分までに所定の集積場にごみを出してください。



**5月5日(月・祝)
6日(火・振替休日)**
ごみの収集・持ち込みの受付を
行いません。

要予約 小型家電製品・羽毛製品の無料収集

日時

6月7日(土) 午前9時～11時30分【少雨決行】

場所

浄化センター（黒田50-1）

対象

町内に住所を有する人が、その住所において使用していた右記の家電製品・羽毛製品

申込期間

5月12日(月)～6月6日(金)（土・日曜日、祝日を除く）

申込方法

持ち込む人の住所・氏名・連絡先・製品の種類・希望時間を、環境管理課（☎33-5082）へ直接または電話で申込

持ち込み時間 各時間予定数に達し次第受付終了

- ①午前9時～9時30分 ②午前9時30分～10時
- ③午前10時～10時30分 ④午前10時30分～11時
- ⑤午前11時～11時30分

収集できるもの（A・B共に1住所5点まで）

A. 小型家電製品

プリンター／空気清浄機／扇風機／サーキュレーター／炊飯器／電子レンジ／オーブントースター／オープンレンジ／電動ミシン／掃除機／食器洗浄機・食器乾燥機／電気ポット・電気ケトル／加湿器・除湿器／電気ストーブ（灯油を使用しないもの）／DVD・VHS・ブルーレイレコーダー

B. 羽毛製品（実証実験中）

（ダウン率が50%以上で、品質表示タグが読めるもの）
羽毛布団／ダウンジャケット／ダウンベスト／ダウンコート

| 品質表示(例) | | 品質表示(例) | |
|---------|--|---------|--|
| ふとん名称 | 羽毛掛けふとん | ふとん名称 | 羽根掛けふとん |
| コードNo. | 1111111 | コードNo. | 111111 |
| 品番 | 22222 | 品番 | 222222 |
| サイズcm | 150×210 (S/L) | サイズcm | 150×210 (S/L) |
| 組成 | ふとんがわ 綿 詰めもの OK ダウン 90% フェザー 10% | 組成 | ふとんがわ 綿 詰めもの NG フェザー 70% ダウン 30% |

- 当日、本人確認できるものをご持参ください。
- 電池やバッテリーは取り外し有害ごみの日に出してください。
- 濡れている羽毛製品は回収できません。
- 製品の下ろし作業はご自身でお願いします。
- 悪天候により中止する場合は、当日朝8時30分までに、町ホームページ・町LINEでお知らせします。

詳細は町ホームページをご確認ください。



小型家電製品の
無料収集



羽毛製品の
無料収集





場内一方通行
入口は南側です

町青少年健全育成推進協議会を解散しました

文化振興課 ☎ 32-6191

青少年を取り巻く環境の変化に応じた事業を、文化振興課で総括的に取り組みを行っていく道筋が立てられたため、町青少年健全育成推進協議会を解散しました。

今後は文化振興課が主体となり、各種事業を実施します。

解散日 3月31日

ご協力いただきました皆様へ

これまで40年もの長きにわたりご尽力いただきましたことに、深く感謝を申し上げます。形は変わりますが今後も子どもたちの健やかな育成のための活動を継続しますので、引き続きご協力をお願いします。

協議会解散に伴う変更点など

各種部会 | 廃止

継続事業

実施：
文化振興課

- 町内店舗周り
- 親子で星を見る会（夏・冬）
- 曾爾宿泊体験学習
- 新体力測定と健康スポーツの集い

廃止事業

- SDGs 詩歌募集
- 青少年講演会
- 青少年健全育成の集い

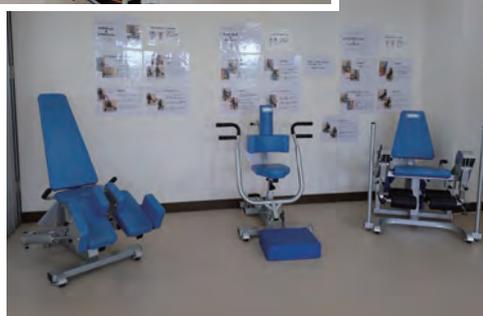
内容などを
変更する事業

- 「子ども110番の家」一斉点検
協議会で実施  文化振興課から各校PTAへ協力を依頼
- 推進地区取り組み
自治会などで実施  子どもと地域住民の交流の場の創出に向けた取り組みを、文化振興課が支援
- 親子ふれあい体験教室
放課後こども教室として文化振興課で実施

中央体育館にジムを開設

文化振興課 ☎ 33-5882

ぜひご利用ください



町中央体育館（旧いきいき健幸ルーム）に運動ルーム（ジム）を開設しました。

健康づくりなどにぜひご利用ください

▶ 利用時間

午前9時～午後9時

▶ 利用料金

100円（全日）



詳細はこちら

※大和まほろば広域定住自立圏内市町村在住の人を含む

※定住自立圏外在住の人は200円

※中学生以下は保護者同伴



情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課法務文書係 ☎ 34-2108

情報公開制度と個人情報保護制度の、令和6年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報（公文書）の開示を請求できる権利を保障するものです。（表1）

個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報を保護するとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。（表2）

個人情報取扱事務の届出状況

個人情報保護制度を実施する町の機関（実施機関）が個人情報を取り扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。（表3）

令和6年度の運用状況をお知らせします。
公文書の開示請求・申出の運用状況（表1）

| | 件数 | 実施機関 | 決定内容 | | | | 取り下げ |
|------|----|-------|------|------|-----|----|------|
| | | | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 却下 | |
| 開示請求 | 26 | 町長部局 | 12 | 10 | 0 | 4 | 0 |
| 申出 | 8 | 教育委員会 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 2 | 町長部局 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 36 | | 15 | 17 | 0 | 4 | 0 |

※開示請求の決定に対する審査請求はありませんでした。

個人情報の開示等請求の運用状況（表2）

| | 件数 | 実施機関 | 決定内容 | |
|------|----|------|------|------|
| | | | 開示 | 部分開示 |
| 開示請求 | 1 | 町長部局 | 0 | 1 |
| 合計 | 1 | | 0 | 1 |

個人情報取扱事務の届出状況（表3） 合計：408件

| 実施機関 | | 件数 | 実施機関 | | 件数 |
|------|-------|-----|--------------|----|----|
| 町長部局 | 町長公室 | 16 | ○教育委員会 | 63 | |
| | 総務部 | 43 | ○選挙管理委員会 | 9 | |
| | 住民環境部 | 42 | ○公平委員会 | 3 | |
| | 健康福祉部 | 132 | ○監査委員 | 2 | |
| | 産業建設部 | 84 | ○農業委員会 | 7 | |
| | 会計課 | 2 | ○固定資産評価審査委員会 | 2 | |
| | | | ○議会 | 3 | |

※4月11日時点

国民年金の加入届出について

桜井年金事務所 ☎ 42-0033
町住民保健課 ☎ 34-2097

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出が必要なとき

加入時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

- ▶退職したとき
（会社員や公務員など、厚生年金保険の加入者の場合）
- ▶配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険の資格を喪失したとき
- ▶配偶者の扶養から外れたとき

 届出をしなかった場合、年金額が少なくなったり、年金を受け取れなくなったりすることもあります。

届出に必要なもの

- ▶退職日のわかる書類（離職票、退職証明書、資格喪失証明書など）
- ▶年金手帳など基礎年金番号の確認ができるもの
- ▶本人確認書類
- ▶マイナンバーの確認ができるもの

国民年金の加入種別

- 第1号被保険者
 - ▶自営業の人やその配偶者、学生、フリーターなど
 - ▶手続き場所…町住民保健課・桜井年金事務所窓口
- 第2号被保険者
 - ▶会社員や公務員など（厚生年金保険加入者）
 - 届出は、会社や官公庁など勤務先が行います。
- 第3号被保険者
 - ▶第2号被保険者に扶養されている配偶者
 - 届出は配偶者の勤務先を通じて行います。

※本人確認書類について

- ・写真つきの場合…1点
（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）
- ・写真なしの場合…2点
（健康保険の被保険者証、年金手帳、医療受給者証など）

※退職など同日で第2・3号の被保険者となる場合、届出不要。